

枚方市都市計画審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び委員の除斥)

第2条 会長及び委員は、直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることはできない。ただし、審議会の同意があったとき又は、枚方市の全域を対象とする議事については、この限りではない。

(関係者の出席等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(資料の提出)

第4条 委員は、議事に対して自己の意見を述べるにあたり必要な資料の提出を希望する場合は、当該議事の開催 10 日前までに当該資料を添えて会長に申し出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する資料は提出することができない。

- (1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）に基づき非公開情報が含まれるもの
- (2) 調査審議において素直な意見の交換又は意思決定の公正性が損なわれるもの
- (3) 議事に関係のない情報が含まれているもの
- (4) 情報の検証が困難であるなど、信頼性を欠く情報が含まれるもの
- (5) その他調査審議において、不適切であると会長が判断するもの

2 委員から申し出のあった資料の提出が認められないときは、会長は当該委員にその理由を添えて通知するものとする。

(その他)

第5条 審議会の運営に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和8年4月8日から施行する。